

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第9回PTA部会 会議次第

日時：令和8年7月28日（火）19：00～

場所：中央公民館 第1研修室

1 開 会

2 協 議

（1）新PTA会則について

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和8年9月頃未定

4 閉 会

※配布資料

- ・【資料1】会計及び会員規定
- ・【資料2】その他規定（各中学校比較）
- ・【参考資料】玉野東中学校 研修費等支給規程（案）

【資料1】会計及び会員規定

第●章 会 計

第○条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもってこれに充てる。

第○条 会費は生徒1人につき前期○○円、後期○○円（年額○○円）とし、それぞれ指定する期日までに納めるものとする。

第○条 本会は、会計簿その他必要な書類を整備し、これを適切に保存しなければならない。

第○条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第●章 会 員

第○条 本会は、以下の者を会員とし、すべて平等の義務と権利を有する。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者
- 2 本校の教職員（校長及び教頭を含む）
- 3 本会の目的に賛同する者

ただし、第3項に該当する者の入会は役員の承認を必要とする。

第○条 本会の入会及び退会については以下のとおりとする。

- 1 本会への入会及び退会は、会員の自由意思によるものとする。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会届を提出するものとする。
- 3 会員が次のいずれかに該当するときは、当然に退会したものとみなす。この場合において、退会届の提出は要しない。
 - (1) 保護者にあつては、その子が卒業、転校等により本校に在籍しなくなったとき
 - (2) 教職員にあつては、異動、退職等により本校に勤務しなくなったとき
- 4 前項に定める場合のほか、会員が任意に退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

【資料 2】その他規定（各中学校比較）

規定	宇野中学校	玉中学校	日比中学校	事務局（案）※規定の必要性も含め、要協議
委員	規定なし	第 7 章 委員の選出 第10条 委員の選出は次のとおり行われ、その任期は 1 か年とする。 1 各学級の保護者はそれぞれの学級委員 4 名程度を選出する。 2 教員も文教・育成部、保体・厚生部にわかれて所属する。 3 学級委員は文教・育成部、保体・厚生部の 2 つのいずれかに所属して、文教・育成部委員、保体・厚生部委員となる。 4 各部の代表者 2 名はそれぞれの委員の互選によって決める。 5 役員、各部の代表者 2 名は実行委員となる。	規定なし	第●章 委員の選出 第●条 委員の選出、任期等については、次のとおりとする。 1 委員の任期は 1 年とする。 2 各学級の保護者の中から、学級委員 4 名程度を選出する。 3 教員も文教・育成部又は保体・厚生部のいずれかに分かれて所属する。 4 学級委員は、文教・育成部又は保体・厚生部のいずれかに所属し、それぞれの専門部委員となる。 5 各専門部の代表者 2 名は、それぞれの専門部委員の互選により選出する。 6 役員及び各専門部の代表者 2 名は、実行委員となる。
委員会とその任務	規定なし	第 8 章 委員会とその任務 第11条 委員会には実行委員会、専門部委員会および学年部委員会がある。 第12条 実行委員会の任務は次のとおりである。 1 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。 2 その他全委員により委任された事項を処理する。 3 役員に欠員ができたときにそれを補充する。 第13条 専門部委員会には文教・育成部、保体・厚生部がありその任務は、次のとおりである。 1 文教・育成部委員会は、会員研修、社会教育の企画に携わり、学校と社会の緊密な連絡を図り、生徒の健全育成につとめる。 2 保体・厚生部委員会は、本会の目的に応じて会員ならびに生徒の保健衛生および体位向上、福祉を増進する事業を行う。 第14条 学年部委員会は、それぞれの学年・学級の運営に協力する。 第15条 特定の目的を遂行するために特定の委員会を設けることができる。	規定なし	第●章 委員会とその任務 第●条 本会には次の委員会を置く。 1 実行委員会 2 専門部委員会 3 学年部委員会 第●条 実行委員会の任務は、次のとおりである。 1 各種委員会が立案した事業計画の審議 2 総会から委任された事項の処理 3 役員に欠員が生じたときの補欠役員の選任 4 その他本会の運営に関する重要事項の決定 第●条 専門部委員会として、文教・育成部委員会及び保体・厚生部委員会を置き、その任務は次のとおりとする。 1 会員の研修及び社会教育に関する活動の企画・運営、並びに学校との緊密な連携を図り、生徒の健全育成に努めること。 2 保体・厚生部委員会は、生徒及び会員の保健衛生、体位向上、並びに福祉増進に関する活動の企画・運営を行うこと。 第●条 学年部委員会は、各学年及び学級の円滑な運営に協力する。 第●条 本会は、特定の目的を遂行するため必要があるときは、臨時に特別の委員会を設けることができる。
個人情報保護	規定なし	規定なし	第 8 章 個人情報保護 第19条 本会が個人情報を扱う場合は、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。 1 会員名簿は事務局保管とし、役員は個人管理を行わない。 2 各学校支援活動実施にあたって作成した参加者名簿等は、活動後、事務局が回収する。 3 会員の住所や連絡先等の個人情報は、原則、本会活動では取り扱わない。	第●章 個人情報保護 第●条 本会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。 1 会員名簿は事務局が厳重に保管するものとし、役員その他の会員による個人管理は行わない。 2 学校支援活動等の実施に伴い作成した参加者名簿等は、活動終了後、速やかに事務局が回収し、適切に廃棄又は保管するものとする。 3 会員の住所や連絡先等の個人情報は、原則、本会活動では取り扱わない。

【参考資料】

玉野東中学校 研修費等支給規程（案）

第1条 この規程は、P T A 会員が研修会等に参加した場合の研修費等の支給に関し、必要な事項を定める。

第2条 研修会等参加時に徴収された参加費や資料代の実費を支給する。

なお、金額については領収書等にて確認するものとする。

第3条 研修会等に参加するための旅費を支給する。支給額については、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずるものとする。

第4条 駐車料金がかかった場合には、実費を支給する。

なお、金額については領収書等にて確認するものとする。

第5条 本規程は総会の決議によって、改廃することができる。

附則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。